

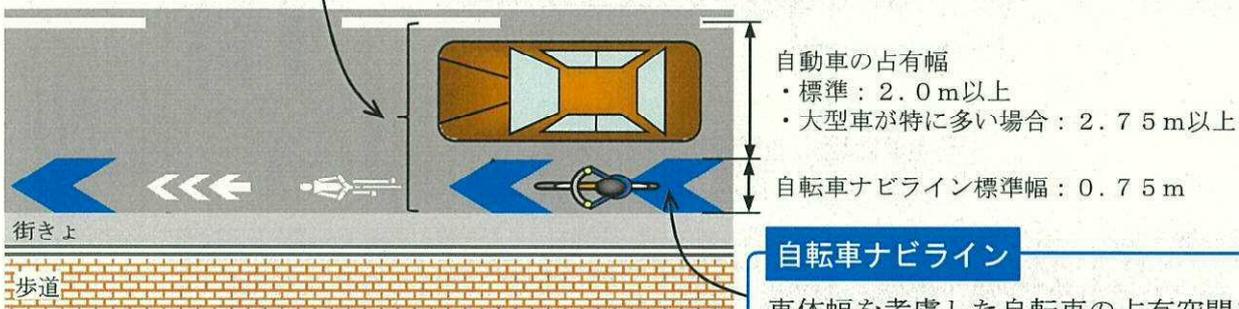
## 今後の自転車通行空間の整備推進に向けた対応

### 1 自転車の占有空間を考慮した車道混在の考え方

車道通行する自転車の安全を確保するため、車道混在として整備する場合は、自転車の側方を自動車在同一車線内で追抜きできる幅員を確保することを基本として、自転車ナビライン及び自転車ナビマークを設置するようお願いします。

#### 車線幅員

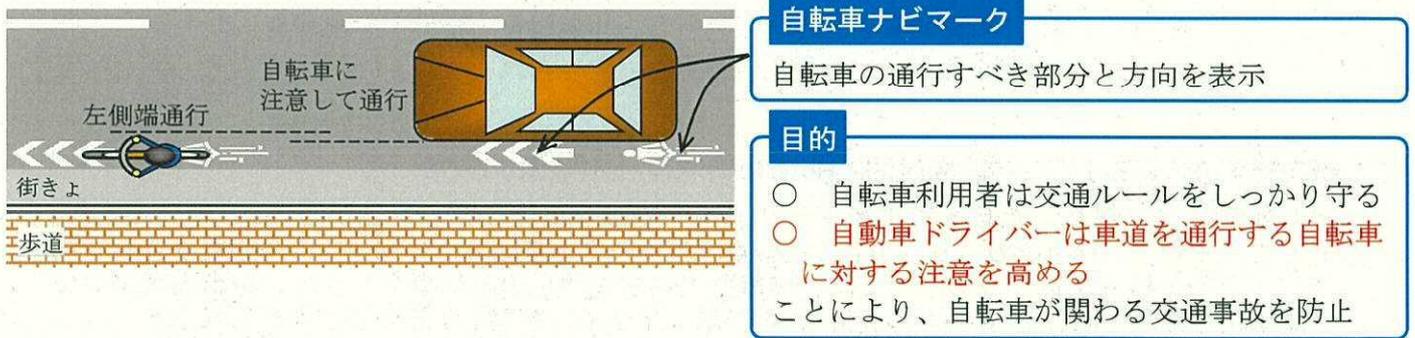
自転車の側方を自動車同一車線内で追抜きできる幅員を確保



※ 車道混在では、自転車以外の車両が自転車の占有空間を通行してはいけないという意味はありません。

#### (参考) 当庁が自転車ナビマークのみを設置している場合の考え方

自転車ナビマークは、自転車の通行すべき部分と方向を表示し、自転車利用者に交通ルールの周知を図るとともに、自動車ドライバーには車道を通行する自転車を保護する意識を醸成することにより、自転車の交通事故を防止するものです。



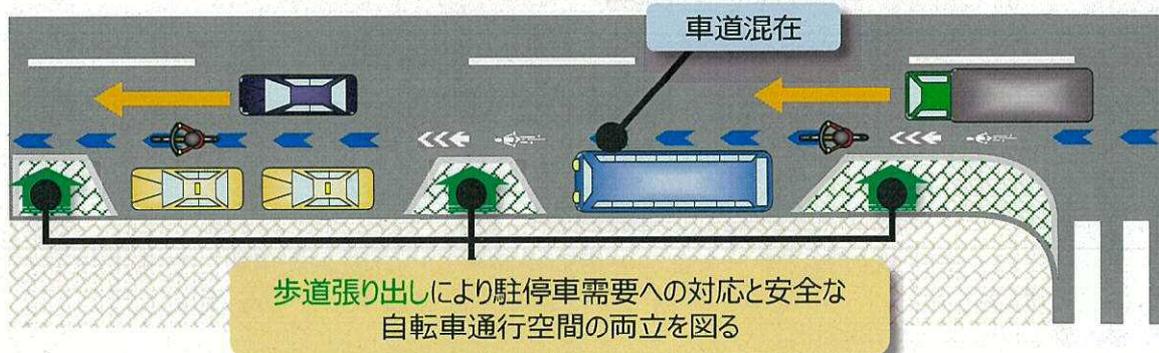
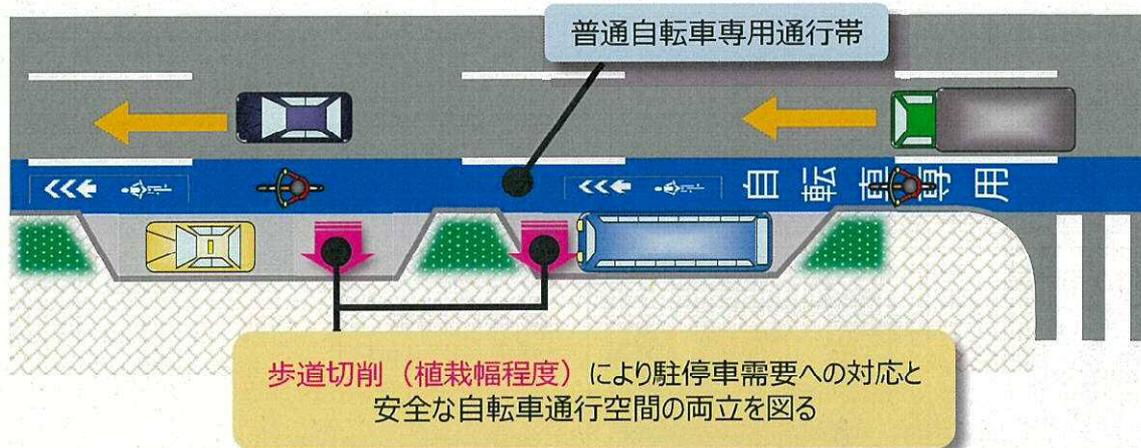
#### (参考) 車道一般部における自転車通行空間等の整備パターン

自転車通行空間の確保			自動車と共存する 自転車の安全性向上 (分離された自転車通行空間ではない)
自転車道	普通自転車専用通行帯	車道混在	
縁石、柵等による 構造的分離	交通規制を伴う 視覚的分離	交通規制を伴わない 視覚的分離 〔自転車ナビライン〕 〔自転車ナビマーク〕	自転車と自動車の共存 〔自転車ナビマークのみ〕

## 2 工夫的措置

### ○ 駐停車需要との両立

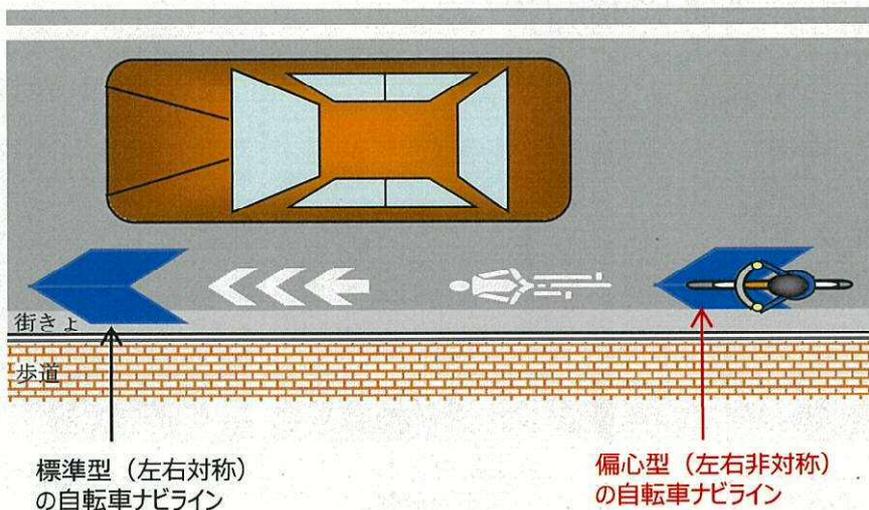
短時間の貨物の積卸しなどの駐停車需要が見込まれる場合は、駐停車があっても自転車が安全に通行できる空間を確保するため、車線、中央帯、歩道等の幅員を見直すことにより自転車通行空間を創出する方法が考えられます。歩道を改修する場合は、切削する方法と張り出す方法の二通りが考えられます。



- ※ 幅員等に応じて普通自転車専用通行帯と車道混在の整備形態を選定します。
- ※ 歩道の切削と張り出しを併用する方法も考えられます。

### ○ 当庁施工の自転車ナビマーク設置区間において車道混在として整備する方策

当庁事業により設置した自転車ナビマークについては、街渠エプロン端から5cm程度の離隔で設置しています。これをそのまま活かし、自転車ナビマークと自転車ナビラインの中心線を合わせた車道混在として整備を行う方法としては、標準型（左右対称）の自転車ナビラインを街渠エプロン上に施工する方法と偏心型（左右非対称）の自転車ナビラインを施工する方法が考えられます。



○、一方通行（自転車を除く）の道路における通行空間確保

各自治体において自転車ネットワーク計画を策定する際は、幹線道路だけでなく、生活道路も対象となることが想定されます。生活道路で車道混在整備を検討する場合についても、自転車の側方を自動車に安全に通行できる幅員を確保することを基本として、自転車ナビライン及び自転車ナビマークを設置するようお願いします。

一方通行（自転車を除く）の道路において、道路の両側に自転車ナビラインを設置することが困難な場合は、逆行する自転車の通行空間確保を優先して、片側にのみ自転車ナビラインを設置する方法が考えられます。逆行する自転車のための通行空間を整備する場合には、自動車とのすれ違いのための側方余裕（0.25m以上）を確保するよう検討願います。

